

第108期 計 算 書 類
第108期 事 業 報 告
第108期 附 屬 明 細 書
第108期 連 結 計 算 書 類

(2018 年 4 月 1 日 から)
(2019 年 3 月 31 日 まで)

株式会社 広島銀行

第108期計算書類・第108期事業報告・第108期附属明細書・第108期連結計算書類は以下の通りであります。

2019年5月13日

株式会社 広島銀行

取締役頭取 部谷俊雄



目 次

監査報告書

計算書類

第 1 貸 借 対 照 表

第 2 損 益 計 算 書

第 3 株主資本等変動計算書

事業報告

附属明細書

連結計算書類

第 1 連結計算書類の作成方針

第 2 連 結 貸 借 対 照 表

第 3 連 結 損 益 計 算 書

第 4 連結株主資本等変動計算書

監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第108期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月7日

株式会社 広島銀行 監査役会

常任監査役（常勤）

水谷泰之



常任監査役（常勤）

片山 純二



社外監査役

武井 康年



社外監査役

高橋義則



社外監査役

吉田 正子



監査報告書

2018年4月1日から2019年3月31日までの第108期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。これらの監査の実施状況及び結果については、適宜監査役会に報告をし、他の監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、適正な監査意見の形成に努めました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月7日

株式会社 広島銀行

常任監査役（常勤） 水谷泰之

監査報告書

2018年4月1日から2019年3月31日までの第108期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。これらの監査の実施状況及び結果については、適宜監査役会に報告をし、他の監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、適正な監査意見の形成に努めました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月7日

株式会社 広島銀行

常任監査役（常勤）

片山仁二

監査報告書

2018年4月1日から2019年3月31日までの第108期事業年度の取締役の職務の執行について、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査役会に出席し、常任監査役から経営会議その他重要会議の状況のほか、監査の実施状況及び結果について報告を受け、支店においても業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役会及び監査役会等においてその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月7日

株式会社 広島銀行

社外監査役

武井承年



監査報告書

2018年4月1日から2019年3月31日までの第108期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査役会に出席し、常任監査役から経営会議その他重要会議の状況のほか、監査の実施状況及び結果について報告を受け、支店においても業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役会及び監査役会等においてその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月7日

株式会社 広島銀行

社外監査役

高橋義則



監査報告書

2018年4月1日から2019年3月31日までの第108期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査役会に出席し、常任監査役から経営会議その他重要会議の状況のほか、監査の実施状況及び結果について報告を受け、支店においても業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役会及び監査役会等においてその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月7日

株式会社 広島銀行

社外監査役

十
二月正子



独立監査人の監査報告書

2019年5月7日

株式会社広島銀行
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

高山裕三



指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

森本洋平



指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

大江友樹



当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社広島銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2019年5月7日

株式会社広島銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

高山裕三

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

森本洋平

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

大江友樹

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社広島銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社広島銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

第108期 計 算 書 類

(2018 年 4 月 1 日 から)
(2019 年 3 月 31 日 まで)

第108期末（2019年3月31日現在）貸借対照表

第108期（2018年4月1日から 2019年3月31日まで）損益計算書

(单位：百万元)

科 目	金額
経 資	114,930
息金利息	76,643
料益	61,790
益	12,682
益	391
益	367
益	1,411
益	152
益	24,430
益	7,386
益	17,043
益	469
益	138
益	330
益	7,385
益	2,184
益	5,200
益	0
益	5,849
益	253
益	0
益	4,227
益	1,368
益	78,980
役 特 そ そ 経 資	8,487
	2,156
	62
	△100
	1,973
	843
	709
	2,493
	348
	9,983
	2,685
	7,298
	3,417
	3,268
	104
	44
	52,625
	4,465
	3,043
	259
	250
	912
役 そ 営 そ	35,949
	2
	238
	138
	99
	利事整合
	7,735
	2,590
経特 固定 定定 定定 前税 住税 税及調利	35,713
税法法當	10,325
引人入期	25,388

第108期（2018年4月1日から）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益	利益剰余金合計		
当期首残高	54,573	30,634	111	30,745	40,153	233,604	27,191	300,948	△1,246	385,022
当期変動額										
剰余金の配当							△5,932	△5,932		△5,932
別途積立金の積立						21,000	△21,000	—	—	—
当期純利益							25,388	25,388		25,388
自己株式の取得									△0	△0
自己株式の処分			△6	△6					220	214
土地再評価差額金の取崩							△28	△28		△28
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	△6	△6	—	21,000	△1,572	19,427	220	19,641
当期末残高	54,573	30,634	105	30,739	40,153	254,604	25,619	320,376	△1,026	404,663

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	48,387	△547	27,763	75,604	308	460,934
当期変動額						
剰余金の配当						△5,932
別途積立金の積立						—
当期純利益						25,388
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						214
土地再評価差額金の取崩						△28
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△12,719	△1,469	28	△14,160	△131	△14,292
当期変動額合計	△12,719	△1,469	28	△14,160	△131	5,348
当期末残高	35,668	△2,016	27,792	61,444	176	466,283

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定期点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、運用目的以外の金銭の信託については、上記(1)と同じ方法により行っています。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っています。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　　物　　22年～50年

そ　の　他　　3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年・10年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,444百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(4) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来使用見込額を計上しております。

(5) 株式給付引当金

株式給付引当金は、株式交付規程に基づく当行の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員への当行株式の交付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(6) 本店建替損失引当金

本店建替損失引当金は、当行の本店建替に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見積った建替関連の損失見込額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

追加情報

（信託を通じて自社の株式を交付する取引）

信託を通じて自社の株式を交付する取引について、連結計算書類「追加情報」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 15,690百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,164百万円、延滞債権額は47,394百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は3,755百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,728百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は67,043百万円であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は27,146百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	704,024百万円
貸出金	186,780百万円
その他資産	96百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,653百万円
売現先勘定	88,521百万円
債券貸借取引受入担保金	260,108百万円
借用金	477,193百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、その他の資産50,000百万円を差し入れております。また、その他の資産には、保証金2,248百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外為替等の額面金額は、1百万円であります。

8. 現先取引に係る担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有するものは590百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,750,874百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,661,434百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

26,648百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額

51,619百万円

12. 有形固定資産の圧縮記帳額

12,779百万円

13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,000百万円が含まれております。

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は37,878百万円であります。

15. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託20,024百万円であります。

16. 関係会社に対する金銭債権総額

25,185百万円

17. 関係会社に対する金銭債務総額

15,382百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	1,709百万円
役務取引等に係る収益総額	800百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	126百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	1百万円
役務取引等に係る費用総額	1,323百万円
その他の取引に係る費用総額（営業経費）	480百万円

2. 「その他の経常費用」には、睡眠預金払戻損失引当金繰入による損失550百万円を含んでおります。

3. 関連当事者との取引に関する事項

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ひろぎん保証株式会社	所有直接 100.00%	各種ローンの被債務保証取引 役員の兼任	ローン債権に対する被債務保証 (注)	831,146	－	－

(注) 保証条件は、商品ごとに保証対象の各種ローンの信用リスク等を勘案し、決定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	1,449	1	261	1,189	(注)
合計	1,449	1	261	1,189	

(注) 自己株式数の増加は単元未満株式の買取1千株によるものであり、減少は新株予約権の権利行使による譲渡166千株、単元未満株式の買増請求0千株、役員報酬BIP信託による交付または市場への売却94千株によるものであります。

役員報酬BIP信託が所有する当行株式は、当事業年度末株式数に873千株含まれております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2019年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△0

2. 満期保有目的の債券 (2019年3月31日現在)

該当ありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2019年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
出資金	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	12,990
関連法人等株式	414
出資金	2,285
合計	15,690

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるところから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券 (2019年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	83,453	33,423	50,030
	債券	633,156	623,083	10,072
	国債	317,344	311,704	5,639
	地方債	116,260	114,939	1,321
	社債	199,552	196,439	3,112
	その他	144,989	140,438	4,551
	小計	861,599	796,945	64,654
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	22,430	26,073	△3,642
	債券	7,256	7,281	△25
	国債	—	—	—
	地方債	1,950	1,950	△0
	社債	5,306	5,331	△25
	その他	275,412	285,715	△10,303
	小計	305,099	319,071	△13,971
合計		1,166,699	1,116,016	50,682

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	4,237
その他	2,157
合計	6,394

(* 1) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(* 2) 当事業年度における非上場株式の減損処理額は、0百万円であります。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	6,360	2,446	259
債券	93,591	1,727	259
国債	92,251	1,674	258
地方債	—	—	—
社債	1,340	53	0
その他	199,815	5,253	3,009
合計	299,767	9,427	3,528

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、353百万円（うち、株式249百万円、債券104百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当決算日において時価が取得原価に対して50%以上下落している銘柄をすべて、また30%以上50%未満下落している銘柄のうち債務者区分等を勘案し、必要と認められる銘柄を著しく下落したと判断しております。なお、著しく下落した場合であっても、回復する見込みがあると認められる銘柄については、減損処理を行っておりません。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2019年3月31日現在）
該当ありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託（2019年3月31日現在）
該当ありません。
3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2019年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの (百万円)	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	162	162	-	-	-

（注） 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	13,583百万円
有価証券評価損	765百万円
減価償却	1,800百万円
その他	4,833百万円
繰延税金資産小計	20,983百万円
評価性引当額	△989百万円
繰延税金資産合計	19,994百万円
繰延税金負債	
退職給付引当金	△7,789百万円
退職給付信託設定益・解除益	△691百万円
その他有価証券評価差額金	△15,013百万円
繰延税金負債合計	△23,495百万円
繰延税金資産（△負債）の純額	△3,501百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,496円60銭
1株当たりの当期純利益金額	81円53銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	81円46銭

(注) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口・76131口）が所有している当行株式については、計算書類において自己株式として会計処理しているため、1株当たり情報の算定上の控除する自己株式に含めております。

1株当たり情報の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は873千株、期中平均株式数は912千株であります。

第108期 事 業 報 告

(2018 年 4 月 1 日 から)
(2019 年 3 月 31 日 まで)

第108期（2018年4月1日から）事業報告 （2019年3月31日まで）

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

[主要な事業内容]

当行は、広島県に本店を置き、隣接する岡山県、山口県、愛媛県を含めた4県を主要な地盤とする地域金融機関として、預金業務、貸出業務、為替業務、有価証券投資業務、信託業務に加え、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務、金融商品仲介業務、M&A仲介等投資銀行業務などを通じて、地域の皆さんに総合金融サービスを提供しております。

[金融経済環境]

2018年度のわが国経済は、世界経済が緩やかに拡大する中、輸出や生産活動が底堅く推移しました。また、雇用・所得環境の改善を背景に、個人消費が持ち直したほか、設備投資が堅調を持続し、全体として緩やかな回復基調が続きました。ただし、年度後半は、米中貿易摩擦や中国経済の減速、英国のEU離脱問題等による世界経済へのマイナス影響が懸念されるなど、先行きの不透明感が強まりました。

当地方の経済は、「平成30年7月豪雨」の影響から、主力の自動車を中心に輸出や生産活動が一時的に停滞したもの、その後持ち直したほか、設備投資が高水準を維持しました、また、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費が底堅く推移したことから、全体として緩やかな回復基調を辿りました。

金融面では、日本銀行によるマイナス金利政策が維持される中、短期金利、長期金利ともに0%近傍で推移しました。

[事業の経過及び成果]

このような金融経済環境の下、当行は、「地域社会との強い信頼関係で結ばれた、頼りがいのある〈ひろぎんグループ〉を構築する」という経営ビジョンの実現に向け、「中期計画2017」（2017年度～2021年度）に基づき、「お客様ニーズを起点とした付加価値営業」の強化に努めてまいりました。

(商品・サービス)

バンキング業務では、「平成30年7月豪雨」災害からの復旧・復興への全面的な協力・支援に取り組む中で、「震災時元本免除特約付き融資」、「防災・B C P 対応支援ローン」などの提案強化に加え、「営業継続費用保険付ローン」、「豪雨災害時元本免除特約付き融資」の創設などにより、お客様の事業リスク対策支援に積極的に取り組みました。

また、全国銀行データ通信システムの稼働時間拡大に伴い、当日扱振込の受付・即時入金の取扱時間を拡大し、お客様の利便性向上に努めました。

お客様の資産形成に資するアセットマネジメント業務では、ひろぎん証券との共同店舗の拡大など、ひろぎんグループとしての連携強化を図る中で、グループ一体となって、お客様の利益の実現を最優先に考え、お客様の視点に立って、付加価値の高い商品・サービスを提供することにより、金融商品保有者数・残高の増加に努めました。また、銀行本体での遺言信託、遺産整理業務の取扱開始など、相続を起点とした次世代への相続コンサルティング営業や法人才オーナー向け事業承継対策支援について取組強化致しました。

(店舗及び店舗外現金自動設備)

店舗につきましては、2019年1月に三次東出張所、2019年3月にゆめタウン大竹出張所及び可部南出張所を、店舗ネットワークの見直しの一環として、近隣の支店に統合致しました。

また、本店ビルの現地建替えについては、2019年1月に着工しており、2021年1月に竣工予定です。これに伴い、本店営業部は2018年2月から仮店舗に移転しております。

店舗外現金自動設備（店舗外ATM）につきましては、期中9カ所に新設した一方で6カ所廃止し、期末現在で332カ所に設置しております。なお、「コンビニATMサービス」として共同利用できる店舗外現金自動設備は、期中831カ所増加し、期末現在で全国49,337カ所（うち広島県内1,144カ所）となりました。

(地域貢献・社会貢献活動などのC S Rへの取組み)

当行従事者による地域清掃活動や地域イベントへの参加、「キッズ・マネースクール」・「職場体験学習」などの金融教育支援を実施し、地域社会の一員として、コミュニティ活動やボランティア活動にも積極的に取り組んでおります。

2018年度においては、創業140周年記念事業の一環として、広島平和祈念公園内の噴水池「祈りの泉」のリニューアル工事を実施し、広島市に寄付致しました。

以上のように、株主及びお取引先の皆さま方の力強いご支援の下、ひろぎんグループ全従事者が一丸となって経営基盤の強化に努めました結果、次のような業績を収めることができました。

(預 金)

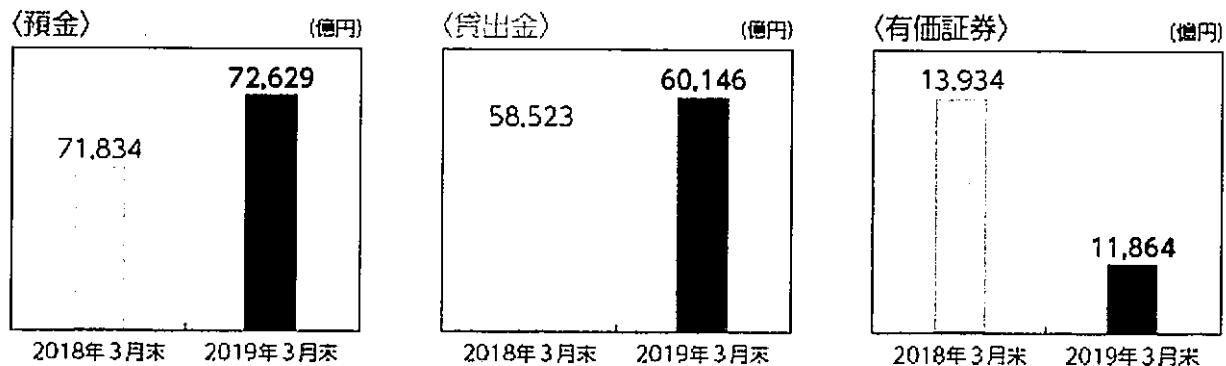
預金は、公金預金が減少したものの、地域に密着した地道な営業活動に努めた結果、個人預金・法人預金がともに増加し、期中795億円増加して、期末残高は7兆2,629億円となりました。

(貸 出 金)

貸出金は、地元のお取引先の資金ニーズに積極的にお応えした結果、事業性貸出金・個人ローンがともに大きく増加し、期中1,623億円増加して、期末残高は6兆146億円となりました。

(有価証券)

有価証券は、市場動向に配意した運用に努めました結果、国債が減少したことを主因として、期中2,070億円減少して、期末残高は1兆1,864億円となりました。



(外国為替取扱高)

外国為替取扱高は、資本取引が減少したことを主因に、前期比22億18百万ドル減少して、198億49百万ドルとなりました。

(損益状況)

損益につきましては、資金の効率的な運用・調達、役務取引の推進、経営全般に亘る合理化に鋭意努め、収益力の強化を図ることはもとより、お取引先への経営改善支援を強化するなど、与信管理の徹底等を図りました結果、経常利益は、前期比20億45百万円減少して359億49百万円、当期純利益は、前期比16億46百万円減少して253億88百万円となりました。なお、連結ベースの経常利益は、前年度比19億47百万円増加して370億45百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度比2億28百万円減少して255億81百万円となりました。

[当行の対処すべき課題]

現状の地域金融機関を取り巻く経営環境は、人口や事業所数の減少に加え、低金利環境の長期化や異業種による銀行業への参入など、これまで経験したことがないほどの厳しい状況が続いている。また、ICTの進展に伴い、お客様の行動が急速に変化しており、預金や貸出金を中心とした従来のビジネスモデルは大きな転換期を迎えております。

このような状況を踏まえ、当行は地域社会とのリレーションを一層深化させるとともに、以下の課題に対する取組みを進めることで、地域のお客さまと共に成長を続ける「総合金融サービスグループ」を目指してまいります。

① マーケットインの徹底

お客様との強固なリレーションに基づく徹底したマーケットインを実践する中で、グループ経営をより一層強化し、付加価値の高い総合ソリューションの提供に努めるとともに、他業態との連携等を活用した新たなビジネス創出に取り組んでまいります。

② デジタライゼーション^{※1}への対応

当行の強みである「地域における信用力」などを活用した新たなデジタルサービスの創出や新技術を活用した既存サービス等の抜本的な見直しに向けた取組みを一層強化してまいります。

③ 働き方改革の実践及び人財育成の強化

既存業務の見直しや業務プロセスの効率化を通じて生産性の向上を図るとともに、従事者一人ひとりが自らのワークライフバランスを実現できる職場環境を構築してまいります。また、働きがいやモチベーションの向上を通じてマーケットインが実践できる人財を育成してまいります。加えて、高度な専門性を有した人財を採用するなど、多様な人財がその特長を最大限に活かし活躍できる組織を醸成してまいります。

④ リスクガバナンス^{*2}の高度化

マネー・ローンダーリング^{*3}対策等の金融犯罪未然防止を含むコンプライアンス・リスクへ厳格に対応するなど、グループ会社一体となったリスクガバナンスの高度化を進めてまいります。

⑤ SDGs^{*4}/ESG^{*5}への取組み

持続可能な社会の実現に向けてSDGsやESG課題へ積極的に対応してまいります。

2019年度は、「中期計画2017」（5ヵ年計画）の3年目となります。これらの取組みを通じて、中期計画の達成に向けた筋道を立てるとともに、将来に亘ってすべてのステークホルダーから信頼される、頼りがいのある〈ひろぎんグループ〉を構築してまいります。

(※) 1 先進的IT技術の進展に伴う市場の構造的变化 金融庁定義

2 リスクを特定・計測・管理・コントロールする枠組み

3 違法な資金源を偽装する目的で犯罪収益を仮装・隠匿すること 金融庁定義

4 Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標 金融庁定義

5 環境（Environment）、社会（Social）、統治（Governance）の頭文字を取ったもの 金融庁定義

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
預 金	67,975	69,924	71,834	72,629
定期性預金	25,489	24,824	23,491	22,516
その他の預金	42,486	45,100	48,343	50,112
社債	200	200	—	—
貸出金	52,672	56,051	58,523	60,146
個人向け	10,197	10,635	11,033	11,377
中小企業向け	25,323	26,594	28,212	29,362
その他の貸出金	17,151	18,821	19,277	19,406
特定取引資産 (トレーディング資産)	122	91	58	58
特定取引負債 (トレーディング負債)	102	71	40	38
有価証券	19,993	17,650	13,934	11,864
国債	10,528	7,864	4,862	3,173
その他の有価証券	9,465	9,785	9,071	8,691
総資産	81,852	88,575	90,228	89,179
内国為替取扱高	577,305	561,478	554,715	541,802
外国為替取扱高	百万ドル 15,602	百万ドル 18,411	百万ドル 22,067	百万ドル 19,849
経常利益	百万円 45,136	百万円 43,231	百万円 37,994	百万円 35,949
当期純利益	百万円 30,002	百万円 29,989	百万円 27,034	百万円 25,388
1株当たりの当期純利益	円 銭 48 19	円 銭 96 13	円 銭 86 74	円 銭 81 53
信託財産	385	516	561	574
信託報酬	百万円 150	百万円 183	百万円 178	百万円 152

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たりの当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。
 3. 2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。1株当たりの当期純利益は2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

(参考) 連結業績の推移

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経 常 収 益	1,343	1,382	1,249	1,212
経 常 利 益	472	450	350	370
親会社株主に帰属する当期純利益	313	312	258	255
純 資 産 額	4,479	4,471	4,777	4,873
総 資 産	82,009	88,732	90,521	89,526

(注) 記載金額は、億円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使 用 人 数	3,405人	3,405人
平 均 年 齢	40年4月	40年4月
平 均 勤 続 年 数	16年10月	16年10月
平 均 給 与 月 額	395千円	396千円

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

		当年度末		前年度末	
広 島 県	133 店	うち出張所 (13)	136 店	うち出張所 (16)	
岡 山 県	10	(—)	10	(—)	
山 口 県	7	(—)	7	(—)	
島 根 県	1	(—)	1	(—)	
愛 媛 県	6	(—)	6	(—)	
福 岡 県	2	(—)	2	(—)	
兵 庫 県	2	(—)	2	(—)	
大 阪 府	1	(—)	1	(—)	
愛 知 県	1	(—)	1	(—)	
東 京 都	1	(—)	1	(—)	
国 内 計	164	(13)	167	(16)	
海 外	—	(—)	—	(—)	
合 计	164	(13)	167	(16)	

(注) 上記のほか当年度末において、駐在員事務所、代理店、店舗外現金自動設備を次のとおり設置しております。

	当年度末	前年度末
駐 在 員 事 務 所	3カ所	3カ所
代 理 店	2カ所	2カ所
店 舗 外 現 金 自 動 設 備	49,669カ所	48,835カ所

なお、上記の店舗外現金自動設備には、株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行等との提携（以下、コンビニATMという。）による共同の店舗外現金自動設備を49,337カ所（前年度末48,506カ所）含んでおります。

□ 当年度新設営業所

当年度の新設営業所につきましては、該当ありません。

(注) 1. 当年度において十日市支店三次東出張所、大竹支店ゆめタウン大竹出張所、可部支店可部南出張所を廃止いたしました。

2. 上記のほか、当年度において次のとおり店舗外現金自動設備を9カ所新設いたしました（コンビニATMを除く）。

フレステア牛田本町店出張所	(広島県広島市東区牛田本町)
ジ アウトレット広島ライフデザインフロア出張所	(広島県広島市佐伯区石内東)
ジ アウトレット広島アウトレットフロア出張所	(広島県広島市佐伯区石内東)
ゆめマートはなわ三次東店出張所	(広島県三次市三次町)
西広島駅前出張所	(広島県広島市西区己斐本町)
ショージ寺家駅前店出張所	(広島県東広島市西条町寺家)
三次東出張所	(広島県三次市南畠敷町)
ハローズ海田市駅前店出張所	(広島県安芸郡海田町窪町)
岩国駅出張所	(山口県岩国市麻里布町)

また、当年度においてひろでん己斐駅出張所、万惣坪ノ内店出張所、広島県福山合同庁舎共同出張所、ゆめマート安浦出張所、ピュアーツク毘沙門台店出張所、イオン尾道店出張所を廃止いたしました（コンビニATMを除く）。

八 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
ひろぎん証券株式会社	広島県広島市中区立町2番30号	金融商品取引業務

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	1,272
---------------	-------

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	金額
店舗	932
事務所ほか	340

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

重要な親会社については、該当ありません。

□ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
ひろぎん ビジネスサービス 株式会社	広島市南区西蟹屋 一丁目1番7号	担保不動産の評価業 務、連結決算・印 刷・製本業務等	1989年 8月24日	百万円 20	% 100.00	
ひろぎん証券 株式会社	広島市中区立町 2番30号	金融商品取引業務	2007年 7月25日	百万円 5,000	% 100.00	
しまなみ債権回収 株式会社	広島市中区銀山町 3番1号	債権管理回収業務	2001年 6月1日	百万円 500	% 100.00	
ひろぎん リートマネジメント 株式会社	広島市南区西蟹屋 一丁目1番7号	資産運用業務	2017年 8月3日	百万円 150	% 100.00	
ひろぎん カードサービス 株式会社	広島市中区銀山町 3番1号	クレジットカード発 行業務、消費者ロー ン等の信用保証業務	1987年 4月20日	百万円 80	% 100.00	
ひろぎん保証 株式会社	広島市中区十日市町 一丁目3番34号	住宅ローン等の 信用保証業務	1978年 6月12日	百万円 30	% 100.00	
ひろぎん ウェルスマネジメント 株式会社	広島市南区西蟹屋 一丁目1番7号	保険代理業務	2005年 10月1日	百万円 10	% 100.00	
ひろぎんリース 株式会社	広島市中区本通 7番19号	リース・オートリー ス業務	1980年 10月17日	百万円 2,070	% 20.00	

- (注) 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 当行の連結される子会社は7社、持分法適用の関連法人等は1社であります。
 4. 2019年4月1日において、当行は、ひろぎんウェルスマネジメント株式会社を吸収合併いたしました。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. もみじ銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫、広島みどり信用金庫、信用組合広島商銀、広島市信用組合、広島県信用組合、備後信用組合、両備信用組合、中国労働金庫、広島県信用農業協同組合連合会及び会員農業協同組合とそれぞれ提携し、システムの共同利用により、口座引き落としによる代金回収サービス（HIT-LINE代金回収サービス）を行っております。
5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・預入れのサービス等を行っております。
6. 株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れのサービス等を行っております。
7. 株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れのサービス等を行っております。
8. 株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れのサービス等を行っております。
9. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス等を行っております。
10. 株式会社りそな銀行、株式会社ファミリーマート、富士通株式会社及び富士通フロンテック株式会社との提携（バンクタイム）により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れのサービス等を行っております。

2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

（1）会社役員の状況

（年度末現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
池田 晃治	取締役会長（代表取締役）		
部谷 俊雄	取締役頭取（代表取締役） 秘書室・東京事務所 担当		
廣田 亨	取締役専務執行役員 営業統括部・法人企画部・ 公務営業部 担当		
荒木 裕三	取締役専務執行役員 アセットマネジメント部・ 個人ローン部・資金証券部 担当		
小尻 泰史	取締役常務執行役員 コンプライアンス統括部・ 人事総務部・リスク統括部 担当		
中間 克彦	取締役常務執行役員 融資部・船舶ファイナンス部 担当		
前田 昭	取締役常務執行役員 法人営業部・国際営業部 担当		
住川 雅洋	取締役（社外）		
前田 香織	取締役（社外）		
三浦 惇	取締役（社外）	日本生命保険相互会社 社外取締役	
水谷 泰之	常任監査役（常勤）		
片山 仁	常任監査役（常勤）		
武井 康年	監査役（社外）	弁護士法人広島総合法律 会計事務所 弁護士 広島ガス株式会社 社外監査役	
高橋 義則	監査役（社外）		公認会計士
吉田 正子	監査役（社外）		

- (注) 1. 取締役の住川雅洋、前田香織及び三浦惺は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役の武井康年、高橋義則及び吉田正子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役の高橋義則は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 取締役の住川雅洋、前田香織及び三浦惺、監査役の武井康年及び高橋義則は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。
 5. 取締役の前田香織の戸籍上の氏名は、相原香織であります。
 6. 2019年4月1日付で次のとおり取締役の委嘱の変更を行いました。

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
部 谷 俊 雄	取締役頭取（代表取締役） 秘書室・デジタル戦略部・ 東京事務所 担当		
小 尻 泰 史	取締役常務執行役員 人事総務部・リスク統括部 担当		
7. 当事業年度中に退任した役員は、以下のとおりであります。			
退任時の会社における地位	氏名	退任日	
取締役会長（代表取締役）	角 廣 黙	2018年6月27日（任期満了）	
取締役専務執行役員	三 吉 吉 三	2018年6月24日（辞任）	
取締役専務執行役員	吉 野 勇 治	2018年6月27日（任期満了）	

(参考) 当行は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない各執行役員の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏名	地位	担当
本川浩司	常務執行役員	地区担当役員
小尻郁男	常務執行役員	地区担当役員東部統括本部長
小池政弘	常務執行役員	本店営業部本店長
尾木朗	常務執行役員	総合企画部・事務統括部・IT統括部 担当
旗手雅崇	執行役員	監査部長
國村充弘	執行役員	岡山支店長
岡野帝男	執行役員	福山営業本部本部長
東山浩幸	執行役員	資金証券部長
清宗一男	執行役員	吳支店長兼吳市役所出張所長
苅屋田史嗣	執行役員	東京支店長
戸井秀樹	執行役員	徳山支店長
箱田浩二	執行役員	今治支店長
深町心一	執行役員	尾道支店長

(注) 1. 2019年4月1日付で次のとおり執行役員の地位及び担当の変更を行いました。

氏名	地位	担当
本川浩司	専務執行役員	地区担当役員
小尻郁男	専務執行役員	地区担当役員東部統括本部長
尾木朗	常務執行役員	総合企画部・事務統括部・IT統括部 担当 デジタル戦略部 補佐
岡野帝男	常務執行役員	地区担当役員

2. 2019年4月1日付で次のとおり執行役員に就任いたしました。

氏名	地位	担当
山下佳孝	執行役員	監査部長
坂井浩司	執行役員	法人営業部・国際営業部 補佐
佐藤弘規	執行役員	福山営業本部本部長

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	13人	437
監査役	5人	82
計	18人	520

(注) 1. 上記には、2018年6月24日付退任した取締役1名及び2018年6月27日開催の第107期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名に対する報酬等の額を含んでおります。

2. 取締役（社外取締役を除く）に対する報酬等は、確定金額報酬、業績連動型報酬及び株式報酬としております。社外取締役に対する報酬等は、確定金額報酬としております。

a. 取締役に対する確定金額報酬の報酬限度額は月額30百万円としております。

(1990年6月28日第79期定時株主総会決議)

- b. 取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型報酬の報酬額は親会社株主に帰属する当期純利益を基準としており、報酬枠は次のとおりとしております。
 (2015年6月25日第104期定時株主総会決議)

親会社株主に帰属する当期純利益	報酬枠
330億円超	120百万円
300億円超 ~ 330億円以下	110百万円
270億円超 ~ 300億円以下	100百万円
240億円超 ~ 270億円以下	90百万円
210億円超 ~ 240億円以下	80百万円
180億円超 ~ 210億円以下	70百万円
150億円超 ~ 180億円以下	60百万円
120億円超 ~ 150億円以下	50百万円
90億円超 ~ 120億円以下	40百万円
60億円超 ~ 90億円以下	30百万円
30億円超 ~ 60億円以下	20百万円
30億円以下	—

- c. 当行は、2017年6月28日開催の第106期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員を対象に株式報酬制度「役員報酬B I P信託」を導入しております。信託に拠出する信託金の上限金額は、3事業年度ごとに合計900百万円であります。
3. 監査役に対する報酬は、全て確定金額報酬としており報酬限度額は月額7百万円しております。
 (2010年6月29日第99期定時株主総会決議)
4. 上記の取締役の報酬等には、当事業年度に係る業績連動型報酬90百万円及び取締役に対する役員報酬B I P信託に係る株式給付引当金総額96百万円を含んでおります。
5. 当行は2010年6月29日開催の第99期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、第99期定時株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各人の退任時に贈呈することを決議しました。これに基づき、上記のほか、当期中に退任した取締役1名に対し149百万円の退職慰労金を支給しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
住川 雅洋 (取締役)	
前田 香織 (取締役)	
三浦 惇 (取締役)	日本生命保険相互会社 社外取締役
武井 康年 (監査役)	弁護士法人広島総合法律会計事務所 弁護士 広島ガス株式会社 社外監査役
高橋 義則 (監査役)	
吉田 正子 (監査役)	

(注) 当行と上記の法人等との間には、記載すべき重要な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
住川 雅洋 (取締役)	5年9ヶ月	取締役会14回開催のうち14回出席	過去に日本銀行の支店長及び地域金融機関の経営者を務めた見地から、独立した立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
前田 香織 (取締役)	3年9ヶ月	取締役会14回開催のうち13回出席	学識者としての専門的見地から、独立した立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
三浦 惇 (取締役)	2年9ヶ月	取締役会14回開催のうち14回出席	過去に会社経営者を務めた見地から、独立した立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
武井 康年 (監査役)	7年9カ月	取締役会14回開催の うち12回出席 監査役会13回開催の うち13回出席	弁護士としての専門的見地から、独立した立場で取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
高橋 義則 (監査役)	3年9カ月	取締役会14回開催の うち14回出席 監査役会13回開催の うち13回出席	公認会計士としての専門的見地から、独立した立場で取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
吉田 正子 (監査役)	3年9カ月	取締役会14回開催の うち14回出席 監査役会13回開催の うち12回出席	過去に会社経営者を務めた見地から、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6人	45 (一) —

(注) () 内は、社外役員に対する報酬以外の金額を内書きしております。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数	発行可能株式総数	1,000,000千株
	発行済株式の総数	312,316千株
(自己株式316千株を除く)		

(注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 自己株式には役員報酬B I P信託が保有する当行株式873千株を含んでおりません。

(2) 当年度末株主数	18,701名
-------------	---------

(3) 大 株 主	
-----------	--

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	18,352千株	5.87%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	12,125	3.88
明治安田生命保険相互会社	9,504	3.04
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	7,500	2.40
シーピー化成株式会社	7,463	2.38
日本生命保険相互会社	6,042	1.93
住友生命保険相互会社	6,038	1.93
中國電力株式会社	6,004	1.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	5,698	1.82
株式会社福岡銀行	5,500	1.76

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は、自己株式（316千株）を控除して計算しております。
 なお、自己株式には役員報酬B I P信託が保有する当行株式873千株を含んでおりません。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当ありません。

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者的人数
取締役 (社外取締役を除く)	<p>① 名称 株式会社広島銀行第1回新株予約権</p> <p>② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 15,800株</p> <p>③ 権利行使価格（1株当たり） 1円</p> <p>④ 新株予約権の行使期間 2010年7月29日～2040年7月28日</p> <p>⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	1名
	<p>① 名称 株式会社広島銀行第2回新株予約権</p> <p>② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 16,750株</p> <p>③ 権利行使価格（1株当たり） 1円</p> <p>④ 新株予約権の行使期間 2011年7月28日～2041年7月27日</p> <p>⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	1名
	<p>① 名称 株式会社広島銀行第3回新株予約権</p> <p>② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 38,100株</p> <p>③ 権利行使価格（1株当たり） 1円</p> <p>④ 新株予約権の行使期間 2012年7月28日～2042年7月27日</p> <p>⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	1名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者的人数
取締役 (社外取締役を除く)	<p>① 名称 株式会社広島銀行第4回新株予約権</p> <p>② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 35,000株</p> <p>③ 権利行使価格（1株当たり） 1円</p> <p>④ 新株予約権の行使期間 2013年7月26日～2043年7月25日</p> <p>⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	2名
	<p>① 名称 株式会社広島銀行第5回新株予約権</p> <p>② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 39,650株</p> <p>③ 権利行使価格（1株当たり） 1円</p> <p>④ 新株予約権の行使期間 2014年7月31日～2044年7月30日</p> <p>⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	2名
	<p>① 名称 株式会社広島銀行第6回新株予約権</p> <p>② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 28,150株</p> <p>③ 権利行使価格（1株当たり） 1円</p> <p>④ 新株予約権の行使期間 2015年8月1日～2045年7月31日</p> <p>⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	2名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者的人数
取締役 (社外取締役を除く)	① 名称 株式会社広島銀行第7回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 54,150株 ③ 権利行使価格（1株当たり） 1円 ④ 新株予約権の行使期間 2016年7月30日～2046年7月29日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	3名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あづさ監査法人		当行は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるフラット35（保証型）における債権調査業務及び日本版CRS、FATCA対応に伴うコンサルティング業務を委託し、対価を支払っています。
指定有限責任社員 高山 裕三	73	
指定有限責任社員 森本 洋平		
指定有限責任社員 大江 友樹		
当行及び当行子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額		86百万円

- (注) 1. 当行が支払うべき会計監査人としての報酬等の額は、当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の当年度の監査体制、監査時間と前年度の実績等を比較するなど、監査報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

(2) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、解任が適切と判断される場合、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の適格性、独立性等の観点から監査を遂行するに不十分と判断した場合、その他必要と判断される場合は、会計監査人の解任又は不再任の株主総会議案の提出を検討し、議案の内容を決定します。

7 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当行は、経営ビジョンとその経営ビジョンを具体的に展開する上での基本的な考え方を示した行動規範の、二つで構成する経営理念のもと、お客さまや地域社会、株主、市場、従事者など全てのステークホルダーからの真の信頼を勝ち取るため、健全で透明性の高い経営を目指しています。

<経営ビジョン>

地域社会との強い信頼関係で結ばれた、頼りがいのある<ひろぎんグループ>を構築する
<行動規範>

ひろぎんグループは、5つの行動規範に基づく健全経営に徹します

1. 地域社会と共に歩み、その発展に積極的に貢献します
2. お客さまのご満足とご安心の向上に取組みます
3. 企業価値の持続的な向上に努めます
4. 明るく働きがいのある企業をつくります
5. 高いレベルのコンプライアンスを実践します

そのため、取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、都度必要な見直しを行っています。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当行では、「倫理規程」・「服務規程」・「コンプライアンス規程」を制定し、従事者の行動基準等を明記するなか、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つとして位置付け、あらゆる法令やルールを厳格に遵守した誠実な企業活動に努めています。併せて、お客さまの保護及び利便の向上に係る態勢の整備・確立に関する大綱として「顧客保護等管理規程」を制定し、全従事者が銀行の社会的責任と公共的使命を十分認識するなかで、お客さまへの説明、相談・苦情等への対応や情報管理など、お客さまの視点に立った誠実かつ公正な業務の遂行に努めるとともに、「顧客本位の業務運営に関する取組方針」を策定・公表し、お客さま本位の業務運営の実践を徹底しています。その上で、法令等遵守及び顧客保護等管理を徹底する具体的な実施計画として、半期ごとに「コンプライアンス・プログラム」を決議しています。また、法令等遵守に係る諸問題について、部店内で解決が困難な事情又は報告・相談ができない事情がある場合、従事者が、コンプライアンス統括部又は社外弁護士に、直接、報告・相談できる「ホットライン制度」を整備しています。

加えて、「倫理規程」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等とは、他社（信販会社等）との提携による金融サービスの提供などの取引を含め一切の関係を遮断する。万一、不当要求等があった場合には、警察当局等と連携のうえあらゆる法的手段を講じ断固として対決する。」ことを基本方針として定め、反社会的勢力等との関係遮断に係る態勢を構築しています。

さらに、「倫理規程」において、「ディスクロージャーの充実による経営情報の公正な開示を通じて、経営の透明性を高めるとともに、広く利用者意見を反映した経営を行う。」ことを定めているほか、「経理規程」及び「財務報告に係る内部統制に関する規程」を制定し、連結ベースで適時・適正な財務報告を行う態勢を整備しています。

その他、金融円滑化や「経営者保証に関するガイドライン」への対応についても、「与信基本原則規程」や「金融円滑化管理に関する基本方針」を制定し、お客さまへの円滑な資金の提供のほか、経営相談や経営改善に関する支援など適切な対応に係る態勢を整備しています。

(運用状況の概要)

取締役会は、「コンプライアンス・プログラムの実施状況」等の各種報告を受け、業務が経営の基本方針・諸規程等に基づいて適切に運営されていることを確認するとともに、改善が必要な事項がある場合には、都度、改善・是正をしています。また、法令等遵守の徹底と企業倫理の確立を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、法令等遵守に係る事項を審議・検討するなど、法令等遵守違反の未然防止を図っています。

加えて、「倫理規程」等諸規程、コンプライアンス委員会等の組織体制及び「ホットライン制度」等の諸制度について平易に解説した「コンプライアンス・マニュアル」を全従事者が閲覧できるよう整備しており、研修で活用するなど、周知徹底を図っています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当行では、「取締役会規程」において、取締役会議事録を10年間保存することを定めています。

また、行内諸規程において、経営会議・審査会等の議事録等の重要な情報の保存についても定め、適切な情報保存・管理態勢を構築しています。

(運用状況の概要)

取締役会議事録を取締役の職務の執行に係る重要な情報として、適切に保存及び管理しています。

その他の重要な情報についても、各部店において適切に保存及び管理しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行では、銀行業務を取り巻く種々のリスクに適切に対応するため「統合的リスク管理規程」を制定し、各リスクを統合的に把握・分析し、当行の経営に重大な影響を与える損失の発生及び拡大の防止を図っています。その上で、半期ごとに「統合的リスク管理方針書」を決議し、経営体力や収益性等とのバランスのとれた適切なリスク管理を行っています。

また、リスクに見合った適切な自己資本を確保し、経営の健全性維持に資することを目的として、「自己資本管理規程」を制定し、バーゼルⅢにおける自己資本比率規制への対応も含め、適切な自己資本管理を行っています。

加えて、「危機管理規程」において、地震等の大規模災害など、業務が継続できなくなるリスクに適切に対応するため、「業務継続計画（B C P）」として優先して継続する重要業務等を定めています。

(運用状況の概要)

取締役会は、「統合的リスク管理の状況」等の各種報告を受け、適切なリスク管理がなされていること、リスクに対して十分な自己資本を確保していることを確認しています。併せて、随時、統合的リスク管理委員会を開催し、各リスクをモニタリングするなか、対応策を審議・検討しています。

また、定期的に危機発生時を想定した模擬訓練を行うなど、適切な危機管理態勢を構築しています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当行では、経営会議及び審査会を設置し、取締役会が決定した基本方針に基づく経営全般の重要事項の決定を経営会議に、重要な貸出案件の審議を審査会に委任しています。

また、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、業務の分掌及び職制並びに職務の権限に関する規程を整備しています。

(運用状況の概要)

経営会議・審査会において、経営全般の重要事項・重要な貸出案件を決議・審議するとともに、諸規程に基づき報告を受ける等、効率的な業務運営を実施しています。

また、各部門が、相互に連携しつつ、牽制機能が有効に発揮される形態で業務を分担執行しています。

併せて、「部門担当役員制度」及び「地区担当役員制度」を整備し、取締役会で選任された部門担当役員が本部の担当部門の企画・管理業務等に、また、地区担当役員が担当地区の支店の営業推進等に専念・特化する体制とし、それぞれの役割と責任を明確にすることで業務運営の健全性・適切性の向上及び収益力の強化を図っています。

(5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行では、健全かつ円滑なグループ経営を図るため、「グループ会社運営・管理規程」を制定し、グループ会社の運営・管理に関する方針及び統括管理部署等の組織体制を明確にしています。

① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

「グループ会社協議・報告基準」に基づいて、グループ会社から定例または随時の協議・報告を受け、適時適切に対応しています。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ会社のリスク管理・危機管理に関する指導・管理は、当行の「統合的リスク管理規程」、「危機管理規程」に基づいて実施することを定めています。

③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ会社の業務運営に関する指導・管理は、グループ会社全体の統括管理部署と業務所管部署が連携して行うことを定めています。

④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ会社の法令等遵守に関する指導・管理は、当行の「コンプライアンス規程」に基づいて実施することを定めています。

(運用状況の概要)

取締役会は、グループ会社の経営全般の重要事項に係る協議・報告のため、グループ会社トップ協議会を設置しているほか、半期ごとにグループ会社の業務運営状況に係る報告を受け、グループ各社の業績・現況等を確認しています。

また、グループ会社の業務を所管する部署が当該グループ会社の適切かつ効率的な業務運営に係る指導・管理を行うとともに、所管する部署の部門担当役員・部長等を当該グループ会社の取締役・監査役として派遣し、業務の運営・執行状況を監視・監督しています。

加えて、当行の内部監査部門がグループ会社の内部監査を実施し、その結果を当行取締役会に報告するなど、適切なグループ会社の運営・管理態勢を構築しています。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項、当該使用者の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

当行では、監査役の職務を補助する組織として監査役会事務局を設置し、監査役の指揮下に置いています。

(運用状況の概要)

「職制規程」に基づき、監査役会事務局長は、監査役の指揮に従いその職務を補助しています。また、監査役会事務局長の異動・評価・賞罰等の人事について、人事総務部は監査役に協議することとしています。

(7) 監査役への報告に関する体制

① 取締役及び使用者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当行では、「服務規程」、「コンプライアンス規程」において、監査役への報告ルールを整備し、法令等に違反する行為等が発生した場合には、コンプライアンス統括部長から監査役に直ちに報告することを定めています。

② 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用者又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

「グループ会社運営・管理規程」において、法令等違反行為発生時における監査役への報告ルールのほか、「ホットライン制度」をグループベースで整備しています。具体的には、法令等遵守に係る諸問題について、グループ会社内で解決が図れない事情又は報告・相談ができない事情がある場合、グループ会社従事者が、当行のコンプライアンス統括部又は社外弁護士に、直接、報告・相談できる制度を整備するとともに、当該報告が法令等違反行為発生に該当する場合、コンプライアンス統括部長から監査役に直ちに報告することを定めています。

(運用状況の概要)

行内諸規程において、監査役への報告ルールを整備しているほか、各部店は、監査役からの依頼・要請に基づいて、隨時、業務の執行状況に係る必要な報告・説明を実施しています。

(8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行では、「服務規程」、「コンプライアンス規程」、「グループ会社運営・管理規程」において、通報（相談）者保護を定めています。

(運用状況の概要)

通報（相談）者の匿名性を保護し、その者が不利な取扱いを受けないために必要な措置を講じることを定めるとともに、全従事者に対し周知徹底しています。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当行では、「本部決裁権限規程」において、監査役の職務執行に係る予算措置・経費の取扱いを定めています。

(運用状況の概要)

毎年度、監査役と協議のうえ相応の予算・経費を設けるほか、監査役がその職務の執行について、当行に対し費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務の処理を当行経費にて行うなど、会社法の趣旨を踏まえ適切に対応しています。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当行では、「取締役会規程」等の諸規程にて、取締役会は監査役の出席を求めて開催すること、経営会議・審査会に監査役は出席できることを定めています。

(運用状況の概要)

監査役は、取締役会、経営会議、審査会などの重要な会議のほか、統合的リスク管理委員会などの主要な委員会に出席しています。また、代表取締役と定期的に会合を開き、監査上の重要課題等について意見を交換するほか、会計監査人とも定期的に会合を開くなど積極的に意見を交換しています。

監査役は、その他の取締役及び使用人とも定期的に会合を開くなど、監査態勢の整備を行っています。

加えて、監査役は、内部監査部門と定期的に意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて隨時、内部監査部門の営業店監査に立会うほか監査結果の報告を求めるなど、緊密な連携を図り、効率的な監査の実施と監査の実効性の向上に努めています。

加えて、当行では、業務の適正を確保するための体制の整備のほか、当行の持続的成長と中長期的な企業価値向上に向けて、コーポレート・ガバナンスの強化にも継続的に取組んでおります。

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、株式会社東京証券取引所による「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨・精神を尊重し、次の5つの基本方針を掲げて取組んでいます。

- ① 株主の皆さまの権利を尊重し、平等性を確保するとともに、権利行使に係る適切な環境を整備します。
- ② 企業の社会的責任（CSR）への取組みを強化するとともに、地域社会、お客さま、従業員等の全てのステークホルダーとの適切な協働に努め、その権利や立場を尊重する企業文化・風土を醸成します。
- ③ ディスクロージャーの充実による適時適切な情報開示を通じて、経営の透明性を確保します。
- ④ 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、業務執行の実効性の高い監督と迅速な意思決定を行います。
- ⑤ 株主の皆さまとの建設的な対話をを行い、適切な対応に努めます。

(2) 取締役会の構成、機能等

取締役会は、中期計画策定などの経営の重要な意思決定を行うほか、実効性の高い経営監督機能を発揮するため、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を重視し、当行の業務に精通した社内取締役と、専門分野での豊富な経験、幅広い知見を有する社外取締役で構成しています。なお、会社法で定められた社外取締役の要件及び株式会社東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準に基づいて、独立役員である社外取締役を選任しています。

そのなか、取締役会は、年度毎に、業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況について報告を受け、適切に整備・運用されていることを確認するとともに、「取締役会自己評価アンケート」を実施し、その結果をもとに取締役会の実効性について分析・評価を行っています。

また、取締役・監査役がその役割・責務を実効的に果たすために必要な知識・情報を習得するなど自己研鑽に努めることを推奨・支援しており、外部機関・団体による各種研修・セミナー等を斡旋・提供しています。

(3) 社外役員の有効な活用

独立性の高い社外取締役及び社外監査役が、それぞれ中立の立場から公正かつ客観的な経営監督機能及び監査機能を発揮し、取締役の職務の執行状況や内部統制の運用状況などについて適切な提言・助言を行っており、経営監視の面で十分な体制が整備されています。

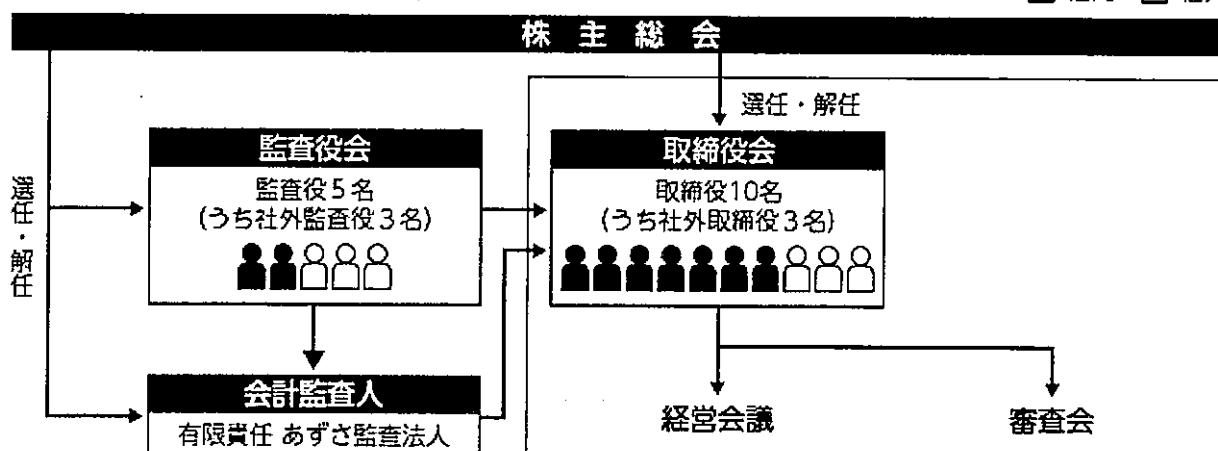
そのなか、取締役の報酬・指名については、決定プロセスにおける透明性・客観性を確保するため、社外取締役をメンバーに含む報酬・指名諮問委員会を設置しており、同諮問委員会における審議を踏まえ、これを決定しています。

なお、社外役員に対して、当行外の場でも取締役会議案・報告資料を事前に閲覧・確認できるシステムを導入しており、その閲覧用の端末を配付しています。加えて、取締役会に係る事務を所管する秘書室及び各所管部が、社外役員に対して資料の事前説明会を開催しているほか、行内規定・通達等の行内情報を閲覧できる環境を整備するなどのサポート体制を構築しています。

加えて、社外取締役と監査役との連絡会（社外役員連絡会）を開催し連携強化に努めるなど、情報共有と共通認識の確保を図っています。

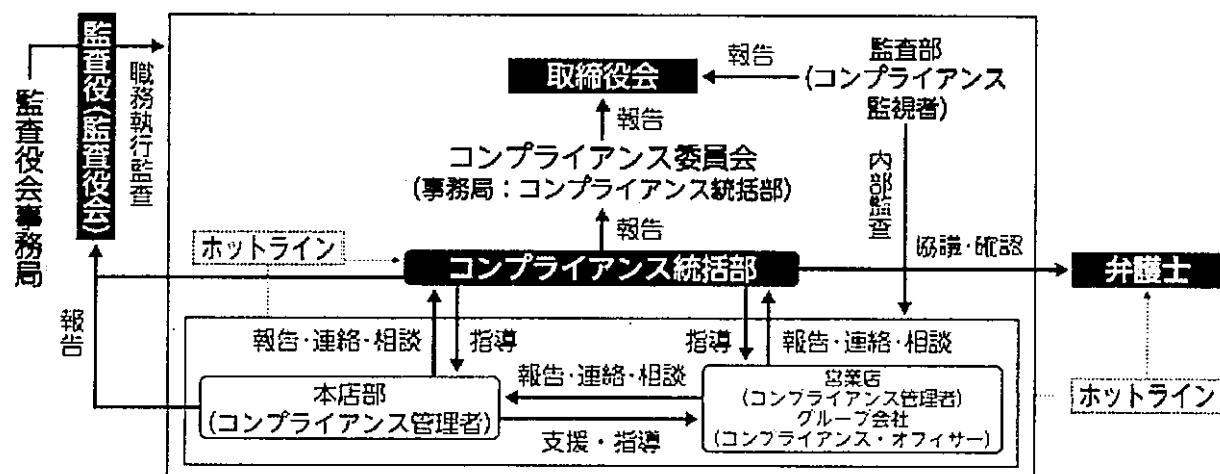
*参考資料「模式図」
(業務執行・経営の監視の仕組み)

 社内  社外



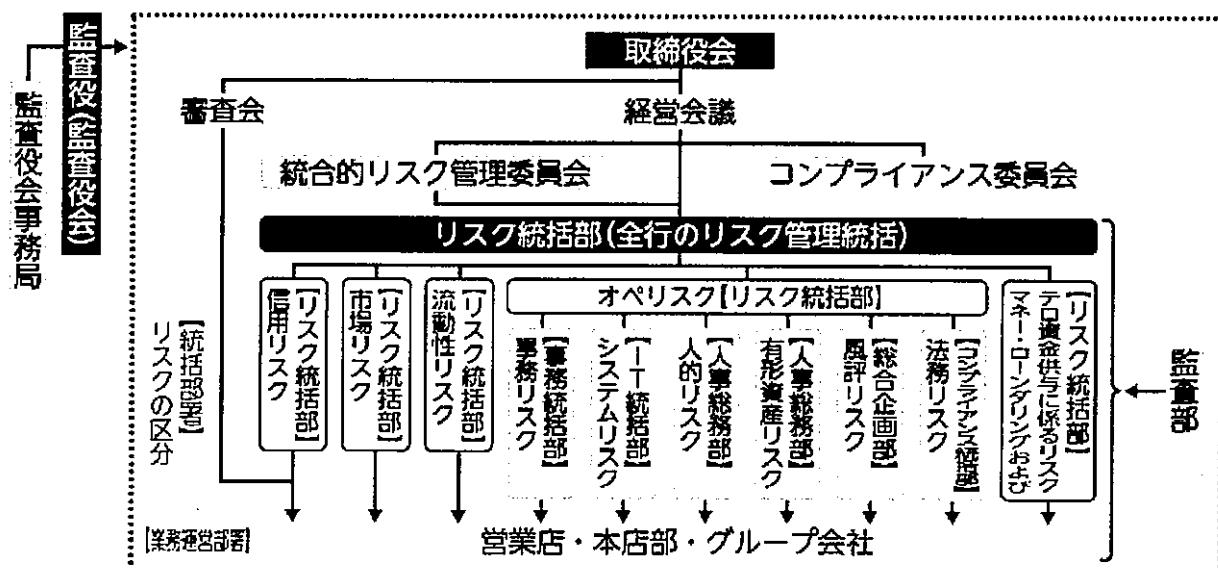
※上記のほか、取締役を兼務しない執行役員15名（2019年4月1日現在）を取締役会で選任し、業務を執行させております。

(法令等遵守体制)



※2019年4月1日において、コンプライアンス統括部とリスク統括部を統合し、リスク統括部としております。

(リスク管理体制)



※2019年4月1日において、コンプライアンス統括部とリスク統括部を統合し、リスク統括部としております。

第108期 附屬明細書

(2018年4月1日から)
(2019年3月31日まで)

第108期 (2018年4月1日から)
2019年3月31日まで) 附属明細書

2019年5月13日 作成

2019年6月5日 備付

住所 広島市中区紙屋町1丁目3-8

株式会社 広島銀行

代表取締役 部谷俊雄



1 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位:百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	償却 累計額	償却 累計率
有形固定資産							%
建物	13,622	493	70	989	13,054	41,269	75.97
土地	61,437	—	74	—	61,363 (41,198)	—	0.03
リース資産	643	13	—	68	588	642	52.19
建設仮勘定	317	4,786	589	—	4,514	—	—
その他の有形固定資産	15,452	897	138 (99)	840	15,369 (204)	9,707	42.56
有形固定資産計	91,473	6,189	873 (99)	1,899	94,890 (41,402)	51,619	35.98
無形固定資産							
ソフトウェア	7,816	2,015	1	2,578	7,251	32,273	81.65
その他の無形固定資産	1,603	2,439	1,860	2	2,180	298	18.05
無形固定資産計	9,420	4,455	1,862	2,580	9,431	32,571	77.64

- 注 1. 「当期減少額」の()内は、減損処理額を内書きしております。
 2. 「当期末残高」の()内は、土地の再評価に関する法律に基づく再評価差額であります。
 3. 「償却累計額」には、減損損失累計額を含んでおりません。
 4. 「償却累計率」は、取得価額に対する償却累計額と減損損失累計額の合計額の割合を、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(2) 引当金

(単位：百万円)

区分	当期首 残高	当期 増加額	当期減少額		当期末 残高	計上理由及び 算定方法
			目的使用	その他		
貸倒引当金	33,474	31,101	2,119	31,354	31,101	
睡眠預金払戻損失引当金	4,447	550	1,438	—	3,558	
ポイント引当金	89	79	89	—	79	
株式給付引当金	176	247	82	—	341	
本店建替損失引当金	1,987	—	1,140	—	846	
計	40,173	31,978	4,870	31,354	35,927	

注 「当期減少額」(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

貸倒引当金・・・・・・・・洗替による取崩額

(3) 営業経費

(単位：百万円)

区分	金額
給料・手当	23,010
退職給付費用	△2,942
福利厚生費	242
減価償却費	4,490
土地建物機械賃借料	2,644
営繕費	111
消耗品費	527
給水光熱費	551
旅費	300
通信費	1,475
広告宣伝費	740
諸会費・寄付金・交際費	572
租税公課	3,268
その他の	17,631
計	52,625

2 事業報告に関する事項

(1) 会社役員の兼職の状況

事業報告に記載のとおりであります。

第108期 連結計算書類

(2018 年 4 月 1 日 から)
2019 年 3 月 31 日 まで)

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 7社

ひろぎんビジネスサービス株式会社

ひろぎん証券株式会社

しまなみ債権回収株式会社

ひろぎんリートマネジメント株式会社

ひろぎんカードサービス株式会社

ひろぎん保証株式会社

ひろぎんウェルスマネジメント株式会社

(連結の範囲の変更)

前連結会計年度まで当行の連結される子会社及び子法人等であったひろぎんビジネスサポート株式会社は、同じく連結される子会社及び子法人等であるひろぎんモーゲージサービス株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

なお、ひろぎんモーゲージサービス株式会社は2018年7月1日付でひろぎんビジネスサービス株式会社に商号変更しております。

② 非連結の子会社及び子法人等

エイチビー・アセット・ファンディング・コーポレーション

ブルーインベストメント投資事業有限責任組合

しまなみ価値創造投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当なし

② 持分法適用の関連法人等 1社

ひろぎんリース株式会社

(持分法適用の範囲の変更)

前連結会計年度まで当行の持分法適用の関連法人等であったひろぎんオートリース株式会社は、同じく持分法適用の関連法人等であるひろぎんリース株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、持分法適用の範囲から除外しております。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

エイチビー・アセット・ファンディング・コーポレーション

ブルーインベストメント投資事業有限責任組合

しまなみ価値創造投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

④ 持分法非適用の関連法人等

該当なし

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 7社

第108期末 (2019年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)				
科 目	金 額	科 目	金 額	
(資産の部)			(負債の部)	
現 金 預 け 金	1,432,022	預 金	7,253,828	
コールローン及び買入手形	19,953	譲 渡 性 預 金	210,327	
買 入 金 錢 債 権	7,813	売 現 先 勘 定	88,521	
特 定 取 引 資 産	5,839	債 券 貸 借 取 扱 い 受 入 担 保 金	260,108	
金 錢 の 信 託	10,312	特 定 取 引 負 債	3,856	
有 価 証 券	1,175,920	借 用 金	516,331	
貸 出 金	6,020,840	外 国 為 替	339	
外 国 為 替	7,536	信 託 勘 定 借	23	
そ の 他 資 産	91,384	そ の 他 負 債	60,935	
有 形 固 定 資 産	95,392	退職給付に係る負債	39	
建 物	13,207	役員退職慰労引当金	23	
土 地	61,365	睡眠預金払戻損失引当金	3,558	
リ 一 ス 資 産	591	ポ イ ン ト 引 当 金	120	
建 設 仮 勘 定	4,514	株 式 納 入 引 当 金	341	
その他の有形固定資産	15,713	本店建替損失引当金	846	
無 形 固 定 資 産	9,530	特 別 法 上 の 引 当 金	39	
ソ フ ト ウ イ ア	7,319	繰 延 税 金 負 債	8,947	
その他の無形固定資産	2,211	再評価に係る繰延税金負債	13,610	
退職給付に係る資産	65,106	支 払 承 諾	43,479	
繰 延 税 金 資 産	734	負 債 の 部 合 計	8,465,280	
支 払 承 諾 見 返	43,479	(純資産の部)		
貸 倒 引 当 金	△33,194	資 本 金	54,573	
		資 本 剰 余 金	30,740	
		利 益 剰 余 金	329,367	
		自 己 株 式	△1,040	
		株 主 資 本 合 計	413,641	
		その他有価証券評価差額金	35,676	
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△2,016	
		土 地 再 評 価 差 額 金	27,792	
		退職給付に係る調整累計額	12,121	
		その他の包括利益累計額合計	73,574	
		新 株 予 約 権	176	
		純 資 産 の 部 合 計	487,391	
資 产 の 部 合 計	8,952,671	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	8,952,671	

第108期（2018年4月1日から）連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金額
経 資	常 収 益	121,238
貸 金	運 用 収 益	75,528
有 価 証 券	利 息 配 当 金	62,142
コ ー ル ロ ン ソ ー フ ト	利 息	11,186
預 け 金	利 息	391
そ の 他 の 受 入	利 息	368
信 使 特 そ そ	託 付 取 引 等 収 益	1,437
の の 他 の 受 入	利 息	152
の の 他 の 受 入	利 息	29,677
の の 他 の 受 入	利 息	2,749
の の 他 の 受 入	利 息	7,400
の の 他 の 受 入	利 息	5,729
の の 他 の 受 入	利 息	0
経 資	常 費 用	5,729
金 調 連	費 用	84,192
預 金	利 息	8,530
譲 渡 性 預 金	利 息	2,156
コ ー ル マ ネ ー 利 息 及び 売 渡 手 形 利 息	利 息	62
売 債 券 貸 借 取 引	利 息	△100
借 用 金	利 息	1,973
そ の 他 の 支 払	利 息	843
役 そ 営 そ の 他 の 支 払	利 息	749
務 の 他 の 支 払	利 息	2,846
の の 他 の 支 払	利 息	9,443
の の 他 の 支 払	利 息	3,417
の の 他 の 支 払	利 息	58,044
の の 他 の 支 払	利 息	4,756
の の 他 の 支 払	利 息	37
経 特 別 別 別	利 益	4,719
固 定 資 産 处 分 益		37,045
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 取 崩 額		4
固 定 資 産 处 分 損		2
減 損	失	1
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		316
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		186
法 人 税 等 調 整 額		130
法 人 税 等 合 計		8,559
当 期 純 利 益		2,591
親 会 社 株 主 に 属 す る 当 期 純 利 益		11,151
		25,581
		25,581

第108期（2018年4月1日から）連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	54,573	30,746	309,747	△1,260	393,807
当期変動額					
剰余金の配当			△5,932		△5,932
親会社株主に帰属する当期純利益			25,581		25,581
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△6		220	214
土地再評価差額金の取崩			△28		△28
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	△6	19,620	220	19,833
当期末残高	54,573	30,740	329,367	△1,040	413,641

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	継延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	48,399	△547	27,763	8,016	83,632	308	477,748
当期変動額							
剰余金の配当							△5,932
親会社株主に帰属する当期純利益							25,581
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							214
土地再評価差額金の取崩							△28
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△12,722	△1,469	28	4,105	△10,058	△131	△10,190
当期変動額合計	△12,722	△1,469	28	4,105	△10,058	△131	9,643
当期末残高	35,676	△2,016	27,792	12,121	73,574	176	487,391

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結の子会社・子法人等の株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、運用目的以外の金銭の信託については、上記（イ）と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　　物	22年～50年
そ　の　他	3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法（ただし2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年・10年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,444百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(8) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来使用見込額を計上しております。

(9) 株式給付引当金の計上基準

株式給付引当金は、株式交付規程に基づく当行の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員（以下、「取締役等」という。）への当行株式の交付等に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(10) 特別法上の引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、有価証券の売買その他の取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(11) 本店建替損失引当金の計上基準

本店建替損失引当金は、当行の本店建替に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見積った建替関連の損失見込額を計上しております。

(12) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日の為替相場により換算しております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(15) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

(信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当行は、中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、取締役等を対象に、信託の仕組みを活用して当行株式を交付等する役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託を導入しております。

(1) 取引の概要

当行が定める株式交付規程に基づき取締役等にポイントを付与し、退任時に累計ポイントに相当する当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭を信託を通じて交付及び給付します。取締役等に対し交付等する当行株式等については、予め当行が信託設定した金銭により取得します。

(2) 信託が保有する自社の株式に関する事項

- ①信託が保有する自社の株式は、信託における帳簿価額により株主資本において自己株式として計上しております。
- ②信託における帳簿価額は764百万円であります。
- ③信託が保有する自社の株式の期末株式数は873千株であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社の株式を除く） 5,111百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,200百万円、延滞債権額は47,394百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は3,755百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,728百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は67,078百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、27,146百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	704,024百万円
貸出金	186,780百万円
その他資産	1,896百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,653百万円
売現先勘定	88,521百万円
債券貸借取引受入担保金	260,108百万円
借用金	479,236百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、その他資産50,000百万円を差し入れております。また、その他資産には、金融商品等差入担保金11,792百万円、保証金2,460百万円及び先物取引差入証拠金226百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外國為替等の額面金額は、1百万円であります。

8. 現先取引及び信用取引等に係る担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有するものは16,326百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,735,804百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,646,364百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するため国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

26,648百万円

- | | |
|---|-----------|
| 11. 有形固定資産の減価償却累計額 | 51,982百万円 |
| 12. 有形固定資産の圧縮記帳額 | 12,779百万円 |
| 13. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,000百万円が含まれております。 | |
| 14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は37,878百万円であります。 | |
| 15. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託20,024百万円であります。 | |

(連結損益計算書関係)

- 「その他の経常収益」には、株式等売却益4,227百万円を含んでおります。
- 「その他の経常費用」には、貸出金償却3,051百万円、貸出債権売却等による損失589百万円及び睡眠預金払戻損失引当金繰入による損失550百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	312,633	—	—	312,633	
合計	312,633	—	—	312,633	
自己株式					
普通株式	1,476	1	261	1,216	(注)
合計	1,476	1	261	1,216	

(注) 自己株式数の増加は単元未満株式の買取1千株によるものであり、減少は新株予約権の権利行使による譲渡166千株、単元未満株式の買増請求0千株、役員報酬BIP信託による交付または市場への売却94千株によるものであります。

役員報酬BIP信託が所有する当行株式は、当連結会計年度末株式数に873千株含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末		
当行	ストック・オプションとしての 新株予約権		—			—	176	
	合計		—			—	176	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年 6月27日 定時株主総会	普通株式	2,809百万円 (注1)	9.0円	2018年 3月31日	2018年 6月28日
2018年 11月7日 取締役会	普通株式	3,123百万円 (注2)	10.0円	2018年 9月30日	2018年 12月10日

(注1) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託に対する配当金8百万円が含まれております。

(注2) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託に対する配当金8百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

2019年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次とおり提案しております。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年 6月26日 定時株主総会	普通株式	3,123百万円 (注)	利益剰余金	10.0円	2019年 3月31日	2019年 6月27日

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託に対する配当金8百万円が含まれております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行及びグループ会社（以下、「当行」という。）は、銀行業務を中心に、金融商品取引、信用保証、リース、クレジットカード等の金融サービスを提供しております。これらの業務のうち、中核をなす銀行業務においては、預金の受け入れによる資金調達、貸出金や有価証券投資による資金運用を行っております。当行が保有する金融資産及び金融負債は金利変動、為替変動及び価格変動を伴うことから、こうした変動による不利な影響が生じないように、資産・負債の総合管理（ALM）を行っており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。また、お客さまへのリスクヘッジ手段の提供を目的としたデリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、貸出先の信用状態の悪化等によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主に株式、債券、及び投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び取引先との間の良好な関係を構築又は維持するために保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金、社債及びコマーシャル・ペーパーは、一定の環境の下で当行が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、取引先の金融ニーズに基づく為替予約や通貨スワップ等、及びALMの一環として行う金利スワップ等があり、金利・為替などの市場変化により損失が発生する市場リスクや、取引相手方の破綻等により当初の契約どおりに取引が履行されなくなる信用リスク（カウンター・パーティーリスク）に晒されております。このうちALMの一環として行う金利スワップ等は、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金等に關わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジの有効性の評価方法は、実務指針等に定められた方法により評価しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の信用状態の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことです。

(審査体制)

当行では、営業店が採り上げる主要な貸出案件について、営業部門とは独立した審査部門が、厳正な審査を行う体制となっております。審査部門では、業種毎に審査ラインを設けて対応しているほか、取引先企業の財務内容を健全化し、企業再生を実現するための専担ラインを設けており、取引先の経営改善支援の取り組みにも力を注いでおります。

貸出案件の採り上げに当たっては、取締役会が定めた「与信基本原則規程」に基づき、法令や公序良俗に反する案件を排除することはもちろん、資金使途や返済原資、保証や担保等を十分確認するほか、収益性や公共性の観点からも慎重な検討を行っております。

また、お客さまからの借入条件の変更等の申込みについては、同様に取締役会が定めた「金融円滑化管理に関する基本方針」に基づき、お客さまの実態に合わせた真摯な対応を行っています。審査においては財務諸表等の表面的計数や特定の業種であることのみに基づく機械的・画一的な判断を行わない等、お客さまのニーズ・悩みを共有し、創意工夫するなかで、適切かつ迅速な審査を行うこととしています。

審査体制の充実・強化については、個別与信管理の中で企業の信用力の適切な把握に努めているほか、様々な研修等により行員の審査能力向上を図る等、継続的に取り組んでおります。

(信用格付制度をベースとしたリスク管理)

貸出金の信用リスクを客観的に把握するため、当行では信用格付制度を導入し、取引先の信用力格差を財務データ等に基づき12段階に細分化して、その変化を継続的に把握しております。また、格付に基づく信用リスクの計量化を実施し、貸出資産における信用リスクの状況の把握や資本配賦運営等に活用しております。

さらに、格付別のデフォルト率やデフォルト先からの回収実績等、信用リスクの計量化に必要なデータを蓄積・整備するとともに、高度な計量化手法を導入し、より精緻にリスク量を把握するよう努めております。

(資産の自己査定)

信用格付制度の運営と並行して、毎年度行う資産の自己査定により、貸出等の資産内容の健全性を厳しくチェックしております。具体的には、営業店で融資先の財務状況に基づき査定した結果について、その妥当性を本店の審査部門でチェックしております。さらに、リスク統括部が主要なものを抽出し、再度、その妥当性と正確性を厳格に検証するとともに、監査部門がプロセス監査を実施しております。この自己査定に基づいて、回収ができないと合理的に見込まれるものは、全額引当処理（当該連結会計年度の損失として計上すること）を行い、資産の内容を常に健全な状態に保っております。

② 市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。

当行では、有価証券だけでなく、預貸金等を含めた資産・負債の総合管理（ALM）の充実・強化を図ることによって金利をはじめとする市場リスクをコントロールし、収益の安定化を図っております。ALMに基づく分析・シミュレーション結果は、経営計画策定上の重要な判断要素として毎年度の経営方針に反映しております。

また、市場リスクの管理を厳格に実施するため、リスク量の限度額等を設定するとともに、ヘッジ方針や資産価値が減少した場合の報告・協議ルール等を定め、市場の動きに迅速かつ適切に対応し、収益の安定化を図る体制を構築しております。限度額等の遵守状況は、ポジション額、リスク量、損益状況等の主要な計数とともに日次で管理しております。

また、時価主義会計に的確に対応して、保有目的区分に基づく厳正な会計処理を行い、市場価格の変動を適切に財務内容に反映しております。

（トレーディング勘定のリスク管理）

トレーディング勘定（有価証券及びオフバランス取引において、短期的な売買差益やお客さまの依頼に基づく取次等を目的とした取引）については、バンキング勘定（預貸金取引及び投資有価証券取引とそれに関連する取引）との性格の違いから、特別な管理を行っております。当行では特定取引勘定を設置し、時価に基づく透明な会計処理を実施して管理強化を図っております。自己ポジションによるディーリングについては、ポジション枠やロスカット等に関する厳格なルールの下で、限定的なポジションでの運営に努めているほか、対顧客取引については、原則として銀行間市場でフルカバーをとることにより、スクエアポジションでの運営を実施しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により、資金繰りがつかなくなる場合や、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされること等により損失を被るリスクのことです。

当行では、短期間のストレス下における資金流出に備えるため、国債などの高流動性資産を確保しております。また、長期的な資金調達リスクの軽減を図るため、流動性の乏しい貸出金と預金、長期市場調達等の安定性調達との差額である安定性ギャップを管理しております。

さらに、資金繰り及び流動性リスクの状況や資金繰りに影響を与える事項についてモニタリングを行い、不測の事態が発生した場合も迅速かつ的確に対応する体制を整備しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、「連結貸借対照表計上額」の重要性の乏しい科目については、記載を省略しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等については、次表に含めておりません((注2) 参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計 上 額	時価	差額
資産			
(1) 現金預け金	1,432,022	1,432,022	—
(2) コールローン及び買入手形	19,953	19,953	—
(3) 買入金銭債権	7,813	7,813	—
(4) 特定取引資産 (*2)			
売買目的有価証券	1,048	1,048	—
(5) 金銭の信託	10,312	10,312	—
(6) 有価証券			
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券	1,164,414	1,164,414	—
(7) 貸出金	6,020,840		
貸倒引当金 (*1)	△30,041		
	5,990,799	6,143,725	152,925
資産計	8,626,364	8,779,289	152,925
負債			
(1) 預金	7,253,828	7,254,221	393
(2) 譲渡性預金	210,327	210,328	1
(3) コールマネー及び売渡手形	—	—	—
(4) 売現先勘定	88,521	88,521	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	260,108	260,108	—
(6) 借用金	516,331	517,939	1,608
負債計	8,329,118	8,331,120	2,002
デリバティブ取引 (*1) (*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,770	1,770	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(4,155)	(4,155)	—
デリバティブ取引計	(2,385)	(2,385)	—

(* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、デリバティブに対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(* 2) 特定取引資産には、デリバティブ取引は含めておりません。

(* 3) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、満期のある預け金についても、約定期間が短期間であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形については、約定期間が短期間であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、優先劣後等のように質的に分割されており保有者が複数であるような信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。それ以外のものについては、約定期間が短期間であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 特定取引資産

特定取引目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 金銭の信託

金銭の信託のうち、外部格付を有するものは、元利金の合計額を期間ごとの外部格付別平均利回りで割り引いて時価を算定しております。それ以外のものについては、信託財産構成物が満期のない預け金等から構成されており、時価が帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 有価証券

株式は、取引所の価格、債券は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(7) 貸出金

貸出金については、貸出商品の種類、貸出金利の種類、一定の期間及び内部格付に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定(*)しております。

(*) 金利スワップ等の特例処理の対象とされた長期貸出金の時価については、金利スワップ等の時価（「デリバティブ取引 参照）を当該長期貸出金の時価に加算して算出しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、預金商品の種類、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、及び (5) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 借用金

借用金については、調達の種類ごとに、将来キャッシュ・フローを同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

金利関連取引及び通貨関連取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等によっております。地震デリバティブ取引については、取得価額をもって時価としております。

なお、金利スワップ等の特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期貸出金と一体として処理されているため、その時価は当該長期貸出金の時価に含めて記載しております（「資産（7）」参照）。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、「資産（6）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（*1）（*2）	7,062
その他	4,442
合計	11,505

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（*2）当連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2019年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△0

2. 満期保有目的の債券（2019年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他有価証券 (2019年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるも の	株式	83,453	33,423	50,030
	債券	633,156	623,083	10,072
	国債	317,344	311,704	5,639
	地方債	116,260	114,939	1,321
	社債	199,552	196,439	3,112
	その他	144,989	140,438	4,551
	小計	861,599	796,945	64,654
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの	株式	22,430	26,073	△3,642
	債券	7,256	7,281	△25
	国債	—	—	—
	地方債	1,950	1,950	△0
	社債	5,306	5,331	△25
	その他	275,412	285,715	△10,303
	小計	305,099	319,071	△13,971
合計		1,166,699	1,116,016	50,682

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	6,360	2,446	259
債券	93,591	1,727	259
国債	92,251	1,674	258
地方債	—	—	—
社債	1,340	53	0
その他	199,815	5,253	3,009
合計	299,767	9,427	3,528

6. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、353百万円（うち、株式249百万円、債券104百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当連結決算日において時価が取得原価に対して50%以上下落している銘柄をすべて、また30%以上50%未満下落している銘柄のうち債務者区分等を勘案し、必要と認められる銘柄を著しく下落したと判断しております。なお、著しく下落した場合であっても、回復する見込みがあると認められる銘柄については、減損処理を行っておりません。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2019年3月31日現在）
該当ありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託（2019年3月31日現在）
該当ありません。
3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2019年3月31日現在）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	10,312	10,312	-	-	-

- （注）1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額	1,564円51銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	82円16銭

潜在株式調整後 1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 82円09銭

（注）日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託□・76131□）が所有している当行株式については、連結計算書類において自己株式として会計処理しているため、1株当たり情報の算定上の控除する自己株式に含めております。

1株当たり情報の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は873千株、期中平均株式数は912千株であります。

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

該当ありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	2010年ストック・オプション	2011年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 12名	当行取締役 11名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 191,600株	普通株式 179,150株
付与日	2010年7月28日	2011年7月27日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2010年7月29日 ～2040年7月28日	2011年7月28日 ～2041年7月27日

	2012年ストック・オプション	2013年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 10名	社外取締役以外の 当行取締役 10名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 225,050株	普通株式 133,700株
付与日	2012年7月27日	2013年7月25日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2012年7月28日 ～2042年7月27日	2013年7月26日 ～2043年7月25日

	2014年ストック・オプション	2015年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	社外取締役以外の 当行取締役 10名	社外取締役以外の 当行取締役 8名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 154,700株	普通株式 82,500株
付与日	2014年7月30日	2015年7月31日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2014年7月31日 ～2044年7月30日	2015年8月1日 ～2045年7月31日

	2016年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	社外取締役以外の 当行取締役 7名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 125,350株
付与日	2016年7月29日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2016年7月30日 ～2046年7月29日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2019年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	30,300	32,100	57,150	46,350
権利確定	—	—	—	—
権利行使	14,500	15,350	19,050	11,350
失効	—	—	—	—
未行使残	15,800	16,750	38,100	35,000

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	65,500	54,750	108,300
権利確定	—	—	—
権利行使	25,850	26,600	54,150
失効	—	—	—
未行使残	39,650	28,150	54,150

② 單価情報

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
権利行使価格	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	729円	729円	729円	729円
付与日における公正な評価単価	652円	644円	446円	820円

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション
権利行使価格	1円	1円	1円
行使時平均株価	729円	729円	729円
付与日における公正な評価単価	914円	1,346円	654円

(企業結合等関係)

(連結子会社間の合併)

当行は、2018年4月27日開催の取締役会において、当行の連結される子会社及び子法人等であるひろぎんモーゲージサービス株式会社とひろぎんビジネスサポート株式会社の合併について決議し、2018年7月1日付で合併いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業の名称	ひろぎんモーゲージサービス株式会社
事業の内容	担保不動産の調査・評価業務
被結合企業の名称	ひろぎんビジネスサポート株式会社
事業の内容	連結決算業務、印刷・製本業務等

(2) 企業結合日

2018年7月1日

(3) 企業結合の法的形式

ひろぎんモーゲージサービス株式会社を存続会社、ひろぎんビジネスサポート株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

ひろぎんビジネスサービス株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

業務の効率化及びグループ経営の一層の強化を目的に合併を行うものです。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2013年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2013年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(重要な後発事象)

(連結子会社の吸収合併)

当行は、2018年11月7日開催の取締役会において、当行の連結される子会社及び子法人等であるひろぎんウェルスマネジメント株式会社を吸収合併することを決議し、2019年4月1日付で合併いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業の名称 株式会社広島銀行

事業の内容 銀行業

被結合企業の名称 ひろぎんウェルスマネジメント株式会社

事業の内容 保険代理業

(2) 企業結合日

2019年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当行を存続会社、ひろぎんウェルスマネジメント株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社広島銀行

(5) その他取引の概要に関する事項

業務の効率化によるグループ経営の一層の強化及びサービスの一層の充実を目的として吸収合併するものです。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2013年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2013年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。